平成２３年（フ）第４６６号
岩手県奥州市江刺区梁川字柳沢54番地
債務者　吉田　恒子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２７７号
広島県福山市大門町野々浜459番地
債務者　髙橋　謙二
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２９３号
広島県福山市引野町南１丁目32番５―302号
県住
債務者　炉ばた一こと　武田　真一
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２９４号
広島県福山市沼隈町大字上山南2150番地３、旧住所岡山県岡山市延友213番地２　センチュリー延友303
債務者　倉田　英雅
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３０８号
広島県福山市本郷町2916番地２　グラミュール本郷202
債務者　渡邊　紀生
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１１４号
山口県大島郡周防大島町大字油宇751番地
債務者　田部チアキ
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第７１号
高知県幡多郡黒潮町入野6929番地35
債務者　濵田　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第７６１号
神戸市垂水区狩口台６丁目４番３―401号
債務者　安保　聡美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６１号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番21―405号
債務者　高木　正弘
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９６９号
神戸市中央区国香通５丁目１番29―502号
債務者　髙山　晴吉
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９５号
兵庫県三田市福島763番地２
債務者　増金　　優
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９６号
兵庫県三田市福島763番地２
債務者　増金　眞澄
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７１号
神戸市垂水区青山台４丁目２番４―120号、従前の住所神戸市垂水区千鳥が丘２丁目１番７号
債務者　曽根　**隆**治
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２７号
神戸市北区星和台２丁目４番地の６
債務者　濵地　勝一
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３２号
兵庫県三田市けやき台５丁目21番地20
債務者　稲荷　信行
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０号
長崎県雲仙市小浜町南本町214番地、前住所長崎県雲仙市小浜町大亀712番地48
債務者　吉原真奈美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
長崎県南島原市布津町丙3699番地２
債務者　吉岡　幸惠
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係